

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
1	別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）				
	政策地域事務関係手数料			政策地域事務関係手数料				
	事務	名称	金額	指定試験 機関等	事務	名称	金額	指定試験 機関等
	1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]			行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]		
	2 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券 発給手数料	2,000円					
3 旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券 渡航先追加手数料	300円						
4 旅券法第12条第1項の規定に基づく	一般旅券 査証欄増	500円						

く一般旅券の査証 欄の増補	補手数料	
------------------	------	--

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
17 採石法第33条の 規定に基づく岩石 の採取計画の認可 の申請に対する審 査	[略]	<u>51,600円</u>	
[略]			
22 砂利採取法第16 条の規定に基づく 砂利の採取計画の 認可の申請に対す る審査（河川管理 者として行うもの を除く。）	[略]	<u>36,000円</u>	
23 砂利採取法第20 条第1項の規定に 基づく砂利の採取 計画の変更の認可 の申請に対する審 査（河川管理者と して行うものを除	[略]	<u>16,100円</u>	

--	--	--

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
17 採石法第33条の 規定に基づく岩石 の採取計画の認可 の申請に対する審 査	[略]	<u>51,800円</u>	
[略]			
22 砂利採取法第16 条の規定に基づく 砂利の採取計画の 認可の申請に対す る審査（河川管理 者として行うもの を除く。）	[略]	<u>36,100円</u>	
23 砂利採取法第20 条第1項の規定に 基づく砂利の採取 計画の変更の認可 の申請に対する審 査（河川管理者と して行うものを除	[略]	<u>16,200円</u>	

く。)			
[略]			
38 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	[略]	2,800円	
[略]			
62 [略]	[略]		

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

く。)			
[略]			
38 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	[略]	2,900円	
[略]			
62 [略]	[略]		
63 旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円	
64 旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円	
65 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券査証欄増補手数料	500円	

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
14 医療法第27条の 規定に基づく病院 の検査	[略]	<u>43,000円</u>	
15 医療法第27条の 規定に基づく診療 所の検査	[略]	<u>22,000円</u>	
16 医療法第27条の 規定に基づく助産 所の検査	[略]	<u>16,000円</u>	
[略]			
26 介護保険法（平 成9年法律第123	[略]	(1) [略] (2) 介護保険法第69条の	[略]

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
14 医療法第27条の 規定に基づく病院 の検査	[略]	次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金 額 (1) 実地の検査を行う場 合 <u>43,000円</u> (2) その他の場合 <u>14,000円</u>	
15 医療法第27条の 規定に基づく診療 所の検査	[略]	次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金 額 (1) 実地の検査を行う場 合 <u>22,000円</u> (2) その他の場合 <u>7,000円</u>	
16 医療法第27条の 規定に基づく助産 所の検査	[略]	次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金 額 (1) 実地の検査を行う場 合 <u>16,000円</u> (2) その他の場合 <u>5,000円</u>	
[略]			
26 介護保険法（平 成9年法律第123	[略]	(1) [略] (2) 介護保険法第69条の	[略]

号) 第69条の2第1項に規定する試験の実施		27第1項に規定する試験事務 8,000円	
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	17,300円	[略]
26の3 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	[略]	4,200円	
[略]			
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	17,300円	[略]
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 17,300円 (2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門	[略]

号) 第69条の2第1項に規定する試験の実施		27第1項に規定する試験事務 8,200円	
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	17,600円	[略]
26の3 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	[略]	4,300円	
[略]			
26の6 介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の実施	[略]	17,600円	[略]
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 17,600円 (2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門	[略]

		<p>員の業務に従事したことのある者（以下「実務経験者」という。）であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてであるものに対する更新研修 21,000円</p> <p>(3) 実務経験者であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修 8,000円</p>	
[略]			
27の2 介護保険法 施行令（平成10年 政令第412号）第 37条の15第1項に 規定する研修の実 施	[略]	21,000円	[略]
[略]			
28の4 [略]	[略]		

		<p>員の業務に従事したことのある者（以下「実務経験者」という。）であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてであるものに対する更新研修 21,400円</p> <p>(3) 実務経験者であって、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修 8,100円</p>	
[略]			
27の2 介護保険法 施行令（平成10年 政令第412号）第 37条の15第1項に 規定する研修の実 施	[略]	24,300円	[略]
[略]			
28の4 [略]	[略]		
28の5 児童福祉法 施行令第21条の規 定に基づく厚生労 働省令の規定によ	保育士試 験免除申 請手数料	2,400円	一般社団 法人全国 保育士養 成協議会

29 [略]	[略]
[略]	

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
13 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]	(1) 実技試験 ア 特級の場合 全職種 <u>16,500円</u> イ 1級、2級、3級（ 在校生が技能検定を受 ける場合を除く。）、 基礎1級、基礎2級及 び単一等級の場合 (ア) (イ)及び(ウ)に 掲げる職種以外の職 種 <u>16,500円</u> (イ) 次に掲げる職種 <u>13,700円</u> 機械検査、婦人子 供服製造 (ウ) 次に掲げる職種 <u>12,100円</u>	[略]

29 [略]	[略]
[略]	

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
13 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]	(1) 実技試験 ア 特級の場合 全職種 <u>17,900円</u> イ 1級、2級、3級（ 在校生が技能検定を受 ける場合を除く。）、 基礎1級、基礎2級及 び単一等級の場合 (ア) (イ)及び(ウ)に 掲げる職種以外の職 種 <u>17,900円</u> (イ) 次に掲げる職種 <u>14,900円</u> 機械検査、婦人子 供服製造 (ウ) 次に掲げる職種 <u>13,100円</u>	[略]

和裁、テクニカル
イラストレーション
、機械・プラント製
図、電気製図
ウ 3級（在校生が技能
検定を受ける場合に限
る。）の場合
（ア）（イ）及び（ウ）に
掲げる職種以外の職
種 10,500円
（イ）次に掲げる職種
8,700円
機械検査、婦人子
供服製造
（ウ）次に掲げる職種
7,700円
和裁、テクニカル
イラストレーション
、機械・プラント製
図、電気製図
(2) [略]

[略]

[略]

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
-----	-----	-----	-------------

和裁、テクニカル
イラストレーション
、機械・プラント製
図、電気製図
ウ 3級（在校生が技能
検定を受ける場合に限
る。）の場合
（ア）（イ）及び（ウ）に
掲げる職種以外の職
種 11,400円
（イ）次に掲げる職種
9,400円
機械検査、婦人子
供服製造
（ウ）次に掲げる職種
8,300円
和裁、テクニカル
イラストレーション
、機械・プラント製
図、電気製図
(2) [略]

[略]

[略]

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
-----	-----	-----	-------------

[略]			
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) [略] (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政	

[略]			
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) [略] (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政	

令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び44の項において同じ。)を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

(ア) 1,000平方メートル以内のもの

197,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定め

令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び44の項において同じ。)を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

(ア) 1,000平方メートル以内のもの

202,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定め

る基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で提出する場合（以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合」という。）にあっては、144,000円

(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 259,000円
（構造計算に係る記録を電磁的記録で提

る基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で提出する場合（以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合」という。）にあっては、147,000円

(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 266,000円
（構造計算に係る記録を電磁的記録で提

出する場合にあっては、175,000円)

(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 295,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、192,000円)

(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 388,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、238,000円)

(オ) 50,000平方メートルを超えるもの 701,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、394,000円)

イ [略]

[略]

出する場合にあっては、180,000円)

(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 302,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、196,000円)

(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 398,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、245,000円)

(オ) 50,000平方メートルを超えるもの 720,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、403,000円)

イ [略]

[略]

45 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

[略]

次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(1) 建築物に係る部分
建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び46の項において同じ。）を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当

45 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

[略]

次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(1) 建築物に係る部分
建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び46の項において同じ。）を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当

該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

ア 1,000平方メートル以内のもの

197,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録)であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する

該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

ア 1,000平方メートル以内のもの

202,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録)であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する

場合」という。)にあ
っては、144,000円)

イ 1,000平方メートル
を超え2,000平方メー
トル以内のもの

259,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあっては、
175,000円)

ウ 2,000平方メートル
を超え10,000平方メー
トル以内のもの

295,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあっては、
192,000円)

エ 10,000平方メートル
を超え50,000平方メー
トル以内のもの

388,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあっては、
238,000円)

オ 50,000平方メートル

場合」という。)にあ
っては、147,000円)

イ 1,000平方メートル
を超え2,000平方メー
トル以内のもの

266,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあっては、
180,000円)

ウ 2,000平方メートル
を超え10,000平方メー
トル以内のもの

302,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあっては、
196,000円)

エ 10,000平方メートル
を超え50,000平方メー
トル以内のもの

398,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあっては、
245,000円)

オ 50,000平方メートル

		<p>を超えるもの</p> <p style="text-align: center;"><u>701,000円</u></p> <p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>394,000円</u>)</p> <p>(2) [略]</p>	
[略]			
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下</p>	

		<p>を超えるもの</p> <p style="text-align: center;"><u>720,000円</u></p> <p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>403,000円</u>)</p> <p>(2) [略]</p>	
[略]			
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下</p>	

この項及び48の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)

の住戸

(ア) [略]

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの

69,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円)

(ウ)・(エ) [略]

(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの

この項及び48の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)

の住戸

(ア) [略]

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの

70,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円)

(ウ)・(エ) [略]

(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの

194,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、45,000円)

(カ)・(キ) [略]

(ク) 床面積の合計が16,000平方メートルを超え24,000平方メートル以内のもの

492,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、158,000円)

(ケ) 床面積の合計が24,000平方メートルを超えるもの

578,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合する

195,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、45,000円)

(カ)・(キ) [略]

(ク) 床面積の合計が16,000平方メートルを超え24,000平方メートル以内のもの

493,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、158,000円)

(ケ) 床面積の合計が24,000平方メートルを超えるもの

579,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあっては、169,000円)

イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）（1）ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）の床面積（（1）イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) [略]

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

と認めた場合にあっては、169,000円)

イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）（1）ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）の床面積（（1）イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) [略]

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

178,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円)

(ウ) [略]

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

355,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

424,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲

179,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円)

(ウ) [略]

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

356,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

425,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲

げる基準に適合すると認められた場合にあっては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

494,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、198,000円)

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

238,000円

(知事が別に定める

げる基準に適合すると認められた場合にあっては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

495,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、198,000円)

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

239,000円

(知事が別に定める

者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

379,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

539,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、80,000円)

者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

380,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

540,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、80,000円)

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

661,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

778,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

888,000円

(知事が別に定める

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

662,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

780,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

890,000円

(知事が別に定める

者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、198,000円)

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物

(ア) [略]

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

178,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円)

(ウ) [略]

者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、198,000円)

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物

(ア) [略]

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

179,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円)

(ウ) [略]

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

355,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

424,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

494,000円

(知事が別に定める

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

356,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

425,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

495,000円

(知事が別に定める

者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合（あっては、198,000円）

オ [略]

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分

建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定

者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合（あっては、198,000円）

オ [略]

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分

建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定

するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び48の項において同じ。)を適用したものである場合にあつては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

(ア) 1,000平方メートル以内のもの

197,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであつて、電磁的記録(電子的

するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び48の項において同じ。)を適用したものである場合にあつては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

(ア) 1,000平方メートル以内のもの

202,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであつて、電磁的記録(電子的

方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合」という。)にあつては、144,000円)

(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 259,000円
(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあつては、175,000円)

(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 295,000円

方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合」という。)にあつては、147,000円)

(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 266,000円
(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあつては、180,000円)

(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 302,000円

		<p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>192,000円</u>)</p> <p>(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>388,000円</u></p> <p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>238,000円</u>)</p> <p>(オ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>701,000円</u></p> <p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>394,000円</u>)</p> <p>イ [略]</p>	
[略]			

		<p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>196,000円</u>)</p> <p>(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>398,000円</u></p> <p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>245,000円</u>)</p> <p>(オ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>720,000円</u></p> <p>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、<u>403,000円</u>)</p> <p>イ [略]</p>	
[略]			

2 別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			

75 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	[略]
[略]	
168の2 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の実施	[略]
168の3 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の合格証明書の交付	[略]
168の4 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく登録	[略]
168の5 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく登録に関する登録証の書換交付	[略]
168の6 薬事法第36条の4第2項の	[略]

75 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	[略]
[略]	
168の2 薬事法第36条の8第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の実施	[略]
168の3 薬事法第36条の8第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の合格証明書の交付	[略]
168の4 薬事法第36条の8第2項の規定に基づく登録	[略]
168の5 薬事法第36条の8第2項の規定に基づく登録に関する登録証の書換交付	[略]
168の6 薬事法第36条の8第2項の	[略]

規定に基づく登録
に関する登録証の
再交付

[略]

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
30の5 薬事法第83 条第1項の規定に より読み替えて適 用する同法第36条 の4第1項の規定 に基づく資質の確 認に係る試験の実 施	[略]		
30の6 薬事法第83 条第1項の規定に より読み替えて適 用する同法第36条 の4第1項の規定 に基づく資質の確 認に係る試験の合 格証明書の交付	[略]		
30の7 薬事法第83 条第1項の規定に	[略]		

規定に基づく登録
に関する登録証の
再交付

[略]

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
30の5 薬事法第83 条第1項の規定に より読み替えて適 用する同法第36条 の8第1項の規定 に基づく資質の確 認に係る試験の実 施	[略]		
30の6 薬事法第83 条第1項の規定に より読み替えて適 用する同法第36条 の8第1項の規定 に基づく資質の確 認に係る試験の合 格証明書の交付	[略]		
30の7 薬事法第83 条第1項の規定に	[略]		

より読み替えて適用する同法 <u>第36条の4第2項</u> の規定に基づく登録		より読み替えて適用する同法 <u>第36条の8第2項</u> の規定に基づく登録	
30の8 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法 <u>第36条の4第2項</u> の規定に基づく登録に関する登録証の書換交付	[略]	30の8 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法 <u>第36条の8第2項</u> の規定に基づく登録に関する登録証の書換交付	[略]
30の9 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法 <u>第36条の4第2項</u> の規定に基づく登録に関する登録証の再交付	[略]	30の9 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法 <u>第36条の8第2項</u> の規定に基づく登録に関する登録証の再交付	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月12日から施行する。